

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の変更計画の決定

解除予定の保安林(三件)

基本測量の実施

都市計画の変更に係る案の縦覧(三件)

開発行為に関する工事の完了

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体

◇ 選管告示

◇ 正 誤

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令中訂正

昭和五十四年十二月鳥取県告示第千八十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(深田川地区農業用排水)事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字芦谷八七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字中目谷八四九の二、八四九の五(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

解除の理由

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字鳴滝山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）

二 作業期間

昭和五十五年五月一日から同月三十一日まで

三 作業地域

日南町、日野町及び智頭町

鳥取県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、青谷都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路三・四・一号遠崎線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字大塩脇

変更する部分

気高郡青谷町大字青谷字長尾口、字小塩脇及び字遠崎

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷四〇四七番地 青谷町役場

四 縦覧期間

昭和五十五年四月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画公園第五・五・一号東伯総合公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯町大字田越字川崎、字大人、字ガボフガ峯、字オノ神、字奥谷、
字狐畑、字西川、字下平山、字上ミ平山及び字西谷並びに大字笠見字西
御堂及び字上平ル

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東伯町大字徳万五九一番地の二 東伯町役場

四 縦覧期間

昭和五十五年四月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
き、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用
する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画
の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意
見書を提出することができる。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業皆生新田土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市皆生字小バイ、字西雁座、字東雁座、字沖河端及び字上野浪新
田

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

四 縦覧期間

昭和五十五年四月八日から同月二十二日まで

鳥取県告示第三百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭年四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年三月十八日鳥取県指令受都計第六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市徳吉二七二番地一 房安 一信

鳥取県告示第三百二十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の倉吉信用金庫の項中

東支店	倉吉市宮川町
西倉吉支店	倉吉市西倉吉町

東支店

倉吉市宮川町

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十五年四月一日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
宮崎正雄後援会	荻原 武男	八幡 寿信	鳥取市賀露町一八八
鳥取政経研究会	深沢 義治	八幡 寿信	鳥取市賀露町一八八
池谷房男後援会	青木 満雄	山本 嘉徳	東伯郡関金町大字関金宿一四四の一
古賀信三と明日の鳥取を考える会	古賀 忠義	古賀 哲彦	鳥取市西町四丁目三〇九
佐藤たか夫と未来をつくる会鳥取支部	牧田 亨	森崎 松造	倉吉市山根四九〇一旭ビル三階
郷友政治連盟	桜田 実	小谷 宜久	鳥取市元町一四三三桜事務所
福井宗一後援会	清水 治	伊藤 積	倉吉市福庭一九九福井宗一方
小林じゅん後援会	岩谷 俊一	福田 尚三	米子市浦津一六二
黒田寿光後援会	杉山 優男	大田 博章	東伯郡東伯町大字徳万五〇五
桑本穰治後援会	桑本 敦雄	佐山 孝之	東伯郡東伯町大字保五四
松下賢後援会	岩倉 武寿	山村 操	八東伯郡東伯町逢東五五八
石河大直をげます会	奥田 鶴雄	井上 喜義	岩美郡岩美町大字大谷六二四
松本義人後援会	門脇 宗次	松本 義郎	境港市渡町九三六
竹内恒次後援会	巽 一雄	須崎 弘行	鳥取市西町一丁目一〇五

白石忠男後援会	足立 全二	里見つゆ子	境港市上道町七〇〇
岡本善徳後援会	坂本 親男	前田 幸雄	鳥取市八坂二〇五
太田垣とみお後援会	間崎 喜作	森本健太郎	鳥取市布勢二四三
給野久嘉を励ます会	織田 潔	木下 竹蔵	鳥取市湖山町北六丁目二〇二
新しい境港市を築く 青壮年の会	松本 豊	足羽 真	境港市上道町一九〇〇
松波後援会	松波 実	亀尾 福重	米子市福万三八八
種原敏彦後援会	今中 満通	種 弘美	米子市蚊屋一
岩城正美後援会	谷口 富雄	山 重雄	鳥取市東品治官有無番 地 国鉄労組鳥取支部
伊藤武夫後援会	由谷 武之	田 武人	倉吉市西仲町二六五一
三森政治口日野後援会	安田 公正	川上 肇	日郡郡江府町美用五三〇
池原賢太郎後援会	福田 鷹幸	福田千賀夫	鳥取市桂木二六一 福 田石油店
牧田実夫後援会	松尾国太郎	西谷 重幸	倉吉市巖城三六三の九
山口博後援会	池山 博久	養原 勇	倉吉市巖城二七 興 倉商事KK
小笹良後援会	山口 孝	小笹 誠治	米子市大崎二〇四七
湯浅研治後援会	内田 広	枯木 肇	米子市彦名町一三三一 湯浅石油店
高木敏幸後援会	井中 清治	岡島 正美	八頭郡河原町布袋二二 九
中西鉄夫後援会	川上 憲二	上住 研治	鳥取市相生町二丁目四 一三

正 誤

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令（昭和五十五年三月鳥取県訓令第二号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】

正する。
頁 九から十

誤
九
農業協同組合等の
行う土地改良
事業計画の変更
又は土地改良事
業の廃止の認可

正
九
農業協同組合等
の行う土地改良
事業計画の変更
又は土地改良事
業の廃止の認可

誤
十五
土地改良区の管
理規程の認可

正
十五
土地改良区の管
理規程の認可

昭和五十四年十二月鳥取県告示第千八十四号（鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正
六 下 鳥取市東支店 鳥取東支店